

お詫びと訂正

弊社発行の「食品添加物インデックス PLUS 第3版」(2017年11月1日発行)の本文中、以下の個所に誤りがございました。お詫びして訂正させていただきます。

中央法規出版株式会社

更新日：2018年3月1日

該当頁	該当箇所	正
204-205	スピルリナ青 「和名別名」の欄	「スピルリナ青色素」を追加
220-221	第四級塩化アンモニウム混合物 「英名、英名別名」の欄	「Quarternary」を「Quaternary」に訂正
276-277	ビタミン B2 リン酸エステルナトリウム 「英名、英名別名」の欄	「Riboflavin 5'-phosphate」を削除
292-293	フィコシアニン 「和名別名」の欄	「スピルリナ青色素」及び 「スピルリナ色素(スピルリナの全藻から得られた,フィコシアニンを主成分とするものをいう。)」を追加
	フィコシアン 「和名別名」の欄	「スピルリナ青色素」及び 「スピルリナ色素(スピルリナの全藻から得られた,フィコシアニンを主成分とするものをいう。)」を追加
366-367	リボフラビンリン酸エステルナトリウム 「英名、英名別名」の欄	「Riboflavin 5'-phosphate」を削除
	リボフラビン 5'-リン酸エステルナトリウム 「英名、英名別名」の欄	「Riboflavin 5'-phosphate」を削除
656-657	Phycocyan 「和名、和名別名」の欄	「スピルリナ青色素」及び 「スピルリナ色素(スピルリナの全藻から得られた,フィコシアニンを主成分とするものをいう。)」を追加
	Phycocyanin 「和名、和名別名」の欄	「スピルリナ青色素」及び 「スピルリナ色素(スピルリナの全藻から得られた,フィコシアニンを主成分とするものをいう。)」を追加
684-685	Quarternary ammonium chloride combination 「英名」の欄	「Quarternary」を「Quaternary」に訂正

該当頁	該当箇所	正
688-689	Riboflavin 5'-phosphate 「許可状況」の欄	「◎、指定」を「×」に訂正
	Riboflavin 5'-phosphate 「CAS No.」の欄	削除
	Riboflavin 5'-phosphate 「CFR No.」の欄	削除
	Riboflavin 5'-phosphate 「備考.」の欄	「着色料の目的では○,指定」を削除 「告示成分規格の nH2O は n=2 又は 0」を削除
	Riboflavin 5'-phosphate sodium 「英名別名」の欄	「Riboflavin 5'-phosphate」を削除
716-717	Sodium riboflavin phosphate 「英名別名」の欄	「Riboflavin 5'-phosphate」を削除
720-721	Sodium vitamin B₂phosphate 「英名別名」の欄	「Riboflavin 5'-phosphate」を削除
724-725	Spirulina blue colour 「和名、和名別名」の欄	「スピルリナ青色素」及び 「スピルリナ色素(スピルリナの全藻から得られた,フィコシアニンを主成分とするものをいう。)」を追加
778-779	E 101(ii) 「英名、英名別名」の欄	「Riboflavin 5'-phosphate」を削除

P778-779 E 101(ii) に以下を加える。

英名、英名別名	和名、和名別名	許可状況	主な用途	CAS No.	CFR No.	備考
Riboflavin 5'-phosphate	リボフラビン 5'-リン酸	×	強化剤 着色料			EU の規格ではリボフラビン-5'-リン酸エステルと同ナトリウム塩の両方が含まれているが、日本ではリボフラビン 5'-リン酸エステルナトリウムのみ認められている